

町行政全般をチエック

令和2年度監査概要

令和2年度において、地方自治法の規定に基づき実施した監査の概要と、その結果を次のとおりお知らせします。

扶桑町監査委員
水野 敏夫
丹羽 友樹

例月出納検査

扶桑町で扱われる現金の出納・保管あるいは収入・支払事務が適法適切に行われているかどうかを主眼として、毎月1回実施した。

検査の対象 扶桑町における現金及びその出納・各種帳簿・証拠書類
検査の結果 収支現在高は、関係帳簿と照合し、適正に管理されていることを確認した。

なお、一部改善すべき点として、適切な予算編成に努めるなど10項目の意見を付し、適正に執行されるよう要望した。

決算審査

令和元年度の決算の各計数が正確であるか、また、事務事業は予算の目的に従い経済的、効果的、合法的に執行され、財政は健全に運営されているかどうかを主眼として実施した。

審査の期間 令和2年7月1日から同月13日までのうち8日間

審査の対象 令和元年度における一般会計・特別会計歳入歳出決算、同決算附属書類、基金運用状況、下水道事業会計決算
審査の結果 審査に付された各会計の歳

入歳出決算書等は、関係法令に基づき処理されており、その計数は正確に表示され、決算内容は概ね適正であった。

なお、一部改善すべき点として、当初予算計上漏れ並びに予算配当計画の誤りに対して5項目の意見を付し、適正に執行されるよう要望した。

財政健全化判断比率及び資金不足比率審査

健全な財政状況の指標となる財政健全化判断比率及び特別会計事業の経営健全化を判断する資金不足比率について、その比率及び関係書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査実施日 令和2年8月6日

審査の対象 令和元年度財政健全化判断比率、資金不足比率

審査の結果 審査に付された比率等は、関係法令等に基づき作成されており、その算定は適正であると認められた。

定例監査

扶桑町の財務に関する事務の執行並びに事務事業が、法令に従い計画的かつ効果的に行われているか、また、組織が合

理的に運営されているかどうかを主眼として実施した。

監査の期間 令和2年11月5日から11月17日までのうち8日間

監査の対象 令和2年度上半期歳入歳出状況及び附属書類

監査の結果 各事務は、法令等に準拠して概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部改善すべき点として、予算積算の誤り及び予算配当の誤りなどについて4項目の意見を付し、適正に執行されるよう指摘した。

財産管理監査

町有財産である各種施設が、適切に管理運営されているかどうかを主眼として実施した。

監査実施日 令和2年10月8日

監査の対象 扶桑町中央公民館・高雄西学習等供用施設・山名西学習等供用施設

監査の結果 全体として施設は整備され、良好に管理・運営されていると認められた。

なお、一部改善・検討すべき点として1項目の意見を付し、適正に管理されるよう指摘した。

財政援助団体監査

町が交付した補助金が目的に従い適正に執行され、効果が十分に達成されているかどうかを主眼として実施した。

監査実施日 令和3年2月4日

監査の対象 愛知北農業協同組合扶桑支店

監査の結果 監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、適正と認められた。なお、一部改善すべき点として、補助率の根拠の明示などについて3項目の意見を付し、適正に管理されるよう指摘した。

工事監査

工事の施行が法令等に準拠して適正かつ効率的、合理的に行われているかどうか、また経済的に妥当であるかどうか、技術的調査を主眼として実施した。なお、調査は公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その結果を参考にした。

監査実施日 令和3年1月12日

監査の対象 雨水貯留施設整備工事
(高雄南公園)

監査の結果 工事は法令等に準拠して適正に執行されていると認められたが、工程管理、施工計画及び現場管理などについて6項目を指摘した。

放置自転車等禁止区域について

総務課 内線 215 2階 10番窓口

名鉄柏森駅、扶桑駅周辺及び木津用水駅周辺については、「扶桑町自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、違法駐車及び迷惑駐車の一掃を目的とした放置自転車等禁止区域を指定しています。

放置自転車は、歩行者の通行に支障をきたすだけでなく、自転車盗など犯罪の原因になることもあります。駅周辺を安全で快適に利用していただくためにも放置自転車等禁止区域には自転車等を放置しないよう皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆対象となる放置自転車等について

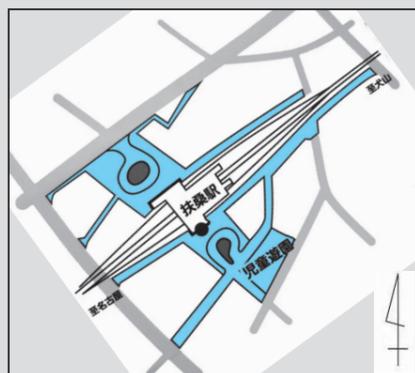
放置自転車等禁止区域（柏森駅、扶桑駅及び木津用水駅周辺）に自転車及び原動機付自転車を1時間以上放置されますと撤去の対象となります。また、撤去された自転車を受け取るには、総務課窓口での返還手続きのほか返還手数料が必要となります。

◆自転車等の返還について

- ▼返還場所 総務課
- ▼返還時間 平日 午前9時～午後5時
(12月29日～1月3日及び土日祝日除く)
- ▼お持ちいただくもの
 - ・受取人の本人確認書類等（免許証、保険証等）
 - ・返還手数料（自転車1,000円、原付2,000円）
 - ・自転車の鍵等



柏森駅周辺自転車等放置禁止区域



扶桑駅周辺自転車等放置禁止区域



木津用水駅周辺自転車等放置禁止区域

放置禁止区域

民生委員・児童委員の日、活動強化週間について

福祉児童課 内線 222 1階 3番窓口

5月12日（水）は「民生委員・児童委員の日」です。また、全国民生委員児童委員連合会は、18日（火）までの1週間を民生委員・児童委員の活動を地域の皆さんに知っていただくための「活動強化週間」としています。

民生委員・児童委員は、「支えあう 住みよい社会 地域から」をスローガンとして、安心して住み続けることができる地域社会づくりのため関係機関と連携しながら活動しています。

そして、安心して住み続けることができる地域社会づくりのためには、地域における人と人とのつながりを高め、住民互助の機能を高め、関係機関の連携・協働による支援の取り組みを進める必要があります。

そのためにも、地域の方々に民生委員・児童委員活動について理解を深めていただき信頼関係を築いていくことが大切です。

皆さんの地域でも民生委員・児童委員が活動しています。この機会に民生委員・児童委員の活動に関心とご理解を寄せていただきたいと思います。